

令和6年4月5日

トラック輸送における取引環境・労働時間改善
石川県地方協議会 委 員 各 位

トラック輸送における取引環境・労働時間改善
石川県地方協議会事務局
(石川労働局・石川運輸支局・(一社)石川県トラック協会)

「第16回 トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会」の
開催について（書面開催）

令和6年能登半島地震により犠牲となられた方々に心よりお悔み申し上げるとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

また、平素よりトラック輸送にかかる取引環境のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、件名の第16回協議会につきましては、本来であれば会議を開催させていただくところではありますが、協議事項が取り組み報告であることから、書面形式により協議会の開催に代えさせていただきたいと存じます。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮でございますが、下記報告事項につきまして、ご意見やご感想がございましたら、令和6年4月15日までに、下記のメールアドレスあてにご回報いただければと存じます。（特段ご意見等がない場合は、返信いただく必要はございません。）

記

報告事項

- ・令和5年度における石川県地方協議会の取り組みについて

○添付資料

- ・資料1 令和5年度における石川県地方協議会の取り組み

連絡先（担当）
北陸信越運輸局石川運輸支局
輸送・監査部門 塚原、今花
電話：076-208-6000（⇒その後「1」をプッシュ）
E-mail：hokushin-iskyuso@ki.mlit.go.jp

令和6年4月5日

トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会
座 長 近 藤 修 司 殿
(トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会
事務局（石川運輸支局輸送・監査部門内）宛)

書 面 回 答 書

【第16回 トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会】

○ 第16回協議会における報告事項について

《 ご意見・ご感想 記入欄 》

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

委員氏名：

○荷主と運送事業者の協力によるトラック運転者の労働時間短縮に向けた説明会

日 時：令和5年 9月 28日（木） 会場：金沢駅西合同庁舎

参加者：荷主企業＝28社、運送事業者＝11社

（オンライン参加も含む）

【概要】トラック運転者の労働時間短縮に向けた説明会に運送事業者および荷主の参加を呼びかけ、荷主勧告制度・改善基準告示の改正について周知を図った。説明会では、標準的な運賃に関しても言及し、適正な運賃収受の重要性について荷主企業への理解を求めた。

【プログラム】

- 荷主勧告制度等について
- 改善基準告示の荷主要請について
- トラック運転者に係る今後の労働時間規制等について

【対象：荷主関係企業、トラック運送事業者】

■主な周知事項

- ・荷主勧告制度について
- ・改善基準告示の改正について
- ・標準的な運賃の告示について



『荷主と運送事業者の協力によるトラック運転者の労働時間短縮に向けた説明会』の様子

令和5年度における石川県地方協議会の取り組み

○荷主団体へ取引環境改善に向けた要請行動

実施日：令和5年11月7日（火）

要請実施団体：トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会事務局（石川労働局、石川運輸支局、石川県トラック協会）

要請先：一般社団法人石川県経営者協会、石川県商工会議所連合会、石川県商工会連合会、石川県中小企業団体中央会

【概要】 トラック運送事業の健全な運営を確保し、物流機能が滞ることのないようにするために、①自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の見直しに関するご理解とご協力について、②標準的な運賃の告示制度のご理解とご協力について、③異常気象時下における輸送に関するご理解とご協力について、傘下会員への周知等いただくよう要請した。

また、昨今の燃料価格上昇についても言及し、適正な運賃収受の重要性について荷主企業への理解を求めた。（P2～3の資料を手交）



石川県経営者協会への要請行動時の写真
（左から、石川県経営者協会 高松会長、
石川運輸支局 猿谷支局長、石川県トラック協会 久安会長、石川労働局 岡村労働基準部長）

令和5年度における石川県地方協議会の取り組み

令和5年11月7日

一般社団法人石川県経営者協会会長
高松 喜与志 殿

〔トラック輸送における取引環境・労働時間改善〕
石川県地方協議会事務局

国土交通省北陸信越運輸局石川運輸支局長
猿谷 克幸

厚生労働省石川労働局長
長嶋 政弘

一般社団法人石川県トラック協会会長
久安 常信

トラック運送事業者のコンプライアンス確保に向けたご理解とご協力へのお願い

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

トラック運送事業は、我が国の国民生活や産業活動を支える物流機能であり、平時における運送のみならず、災害時における緊急支援物資の運送を担うなど、我が国の経済と地域のくらしを支えるライフラインとして、公共性の高い極めて重要な役割を果たしております。トラック運送事業の健全な運営を確保し、物流機能が滞ることのないようにするために、以下についてご理解ご協力をお願い申し上げます。

1. 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の見直しに関するご理解とご協力について

自動車運転の業務については、働き方改革関連法に基づき、令和6年4月1日から年間960時間の時間外労働の上限規制が適用され、また、令和4年12月23日に自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（以下、「改善基準告示」といいます。）が改正され、令和6年4月1日から適用されます。

トラック運転者の長時間労働を改善するためには、トラック運送事業者のみならず、荷主企業のご配慮も不可欠であることから、改善基準告示の改正内容について運送業務の発注担当者にもご理解をいただき、長時間の恒常的な荷待ち時間等を発生させないよう、傘下会員への周知等にご協力いただきますようお願い申し上げます。

2. 標準的な運賃の告示制度のご理解とご協力について

自動車運転の業務については、働き方改革関連法に基づき、令和6年度から年間960時間の時間外労働の上限規制が適用されることとなりますが、トラック運送事業

者における運転者の労働環境は、他の産業と比べて長時間労働・低賃金の状況にあり運転者不足が大きな課題となっています。

こうした状況を踏まえ、トラック運送事業者の適正な運賃収受の下支えとなる環境を整備することにより、トラック運転者の労働条件を改善し、安定的かつ持続的な物流を確保するため、「貨物自動車運送事業法」が改正され、国土交通大臣が適正な運賃水準を標準的な運賃として令和2年4月24日に告示したところです。

つきましては、物流機能の維持とトラック運送事業者の働き方改革・コンプライアンス確保に向けて当該告示の趣旨についてご理解いただき、傘下会員への周知等にご協力いただきますようお願い申し上げます。

3. 異常気象時における輸送に関するご理解とご協力について

近年、大雪により、関越道及び北陸道で大型車両が長時間にわたり滞留する事案や強風により車両が横転する事故が発生しています。

このような場合には、運転者の生命や身体が害されるおそれがあることはもとより、当初の運行計画が崩れることにより、物流全体の効率性が損なわれ、持続的な物流機能にも影響を生じるおそれがあります。

国土交通省では、令和2年2月に台風等の異常気象時における輸送の在り方の目安を定めておりますが、異常気象時において、輸送の安全の確保が困難な状況下での輸送依頼の抑制にご理解をいただくとともに、無理な輸送の強要を行わないよう、傘下会員への周知等にご協力いただきますようお願い申し上げます。

荷主の皆様へ

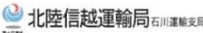
安定した輸送力を確保するため、
「標準的な運賃」にご理解ください。

新型コロナウイルス感染が拡大するなかでも、経済活動を止めないため、トラックドライバーは日有稼働の続けております。
しかしながら、少子高齢化や労働環境の厳しさを欠く特有なドライバー不足に悩まされております。
こうした状況を打開するため、国土交通省は貨物自動車運送事業法に基づき、令和2年4月、「標準的な運賃」を告示しました。トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行ううえで重要な運賃を明示したものです。
持続可能な物流を実現するため、荷主の皆様、「標準的な運賃」の趣旨にご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

 ■標準的な運賃は、国土交通省のホームページでご覧いただけます。
■トラック運賃の標準的な運賃と確認して下さい。

トラックドライバーは
『日本の物流』を
24時間365日止めません



 一般社団法人 石川県トラック協会  北陸信越運輸局 石川運輸支局

ドライバーの命と大切な荷物を守るために！
異常気象時は運行中止も視野に…

台風等による異常気象時における無理な運行により、近年、事業用トラックの横転事故等が相次ぐなど、トラック運送事業の運行に支障をきたす事象が数見されております。
台風等による異常気象発生が予想される場合には、あらかじめ示された「異常気象時における措置の目安」を、荷主・発荷主等とも連携を図りつつ、ドライバーの命と大切な荷物を守るための行動の取組に努めましょう。
なお、安全な輸送を行うことができないと判断したにもかかわらず、荷主等に輸送を希望された場合、国土交通省のホームページに設置する「異常気象時の運転状況」を、最速の地方運輸局又は運輸支局等にその旨を届ける手段が設けられています。

異常気象時における措置の目安

気象状況	異常気象が及ぼす車両への影響	輸送の目安
降雨時	20～30mm/h ワイパーを速くしても見づらい 30～50mm/h 視界が狭くなり、車線と対向車の間が狭くなり、ブレーキが効かなくなる（ハイドラムブレーキ等） 60mm/h以上 車の運転は危険	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要 輸送を中止することも検討するべき 輸送することは適切ではない
暴風時	10～15m/s 道路の吹きさらし、風速が水平になり、高気圧域中では、横風に吹かれる被害を受ける 15～20m/s 高速運転中は、横風に吹かれる被害が大きくなる 20～30m/s 通常の速度で運転するのが困難になる 30m/s以上 走行中のトラックが横転する	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要 輸送を中止することも検討するべき 輸送することは適切ではない
大雪時	大雪注意報が発令されているときは必要な措置を講じるべき	輸送の安全を確保するための措置を講じた上、輸送の可否を判断するべき
霜凍注意報発令時	視界が概ね20m以下であるときは輸送を中止することも検討するべき	輸送の安全を確保するための措置を講じた上、輸送の可否を判断するべき

※輸送を中止しない場合は、国土交通省のホームページに「異常気象時の運転状況」を、最速の地方運輸局又は運輸支局等にその旨を届ける手段が設けられています。
※輸送を中止しない場合は、国土交通省のホームページに「異常気象時の運転状況」を、最速の地方運輸局又は運輸支局等にその旨を届ける手段が設けられています。

 国土交通省  一般社団法人 石川県トラック協会  北陸信越運輸局 石川運輸支局 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

2024 年問題の解決に向けて

付帯作業について
ドライバーの負担軽減を
お願い致します。

ここでの作業で時間がかかると、後の配送が遅れるなあ

ついでにお願い

ドライバーの確保と持続可能な物流の実現に向けて
荷主の皆様のご協力をお願いします

「付帯作業」は、別途料金が必要となります。

契約外の無償による付帯作業は、法令違反の原因となるおそれがあります。

2024 年問題とは

トラック運転者の時間外労働に即制付きの上限規制（960 時間 / 年）が適用され、運転者 1 人あたりの労働時間が短くなることでトラック運転者不足とトラック輸送の供給量が縮小することが懸念される問題の事をいいます。

 北陸信越運輸局 石川運輸支局  一般社団法人 石川県トラック協会

2024 年問題の解決に向けて

荷待ち時間について
荷主の皆様のご協力を
お願い致します。

もう少し待ってくれる？

本当は時間が押してるんだけど...

ドライバーの確保と持続可能な物流の実現に向けて
荷主の皆様のご協力をお願いします

「荷待ち時間」は、別途料金が必要となります。

長時間の荷待ち等は、法令違反の原因となるおそれがあります。

2024 年問題とは

トラック運転者の時間外労働に即制付きの上限規制（960 時間 / 年）が適用され、運転者 1 人あたりの労働時間が短くなることでトラック運転者不足とトラック輸送の供給量が縮小することが懸念される問題の事をいいます。

 北陸信越運輸局 石川運輸支局  一般社団法人 石川県トラック協会

令和5年度における石川県地方協議会の取り組み

○「標準的な運賃」等にかかる説明会

日 時：令和5年 11月 30日（木） 会場：石川運輸支局

参加者：23社

【概要】トラック協会非加入の運送事業者を対象に、2024年問題を踏まえた標準的な運賃制度の周知と届出の案内を行った。あわせて、トラックGメン制度についても言及し、荷主・元請事業者への監視体制の強化にかかる説明と、運送事業者に対する情報収集について理解と協力を求めた。

【プログラム】

- 2024問題、標準的な運賃、荷主勧告制度について
- トラックGメンについて

【対象：トラック運送事業者（協会非加入）】

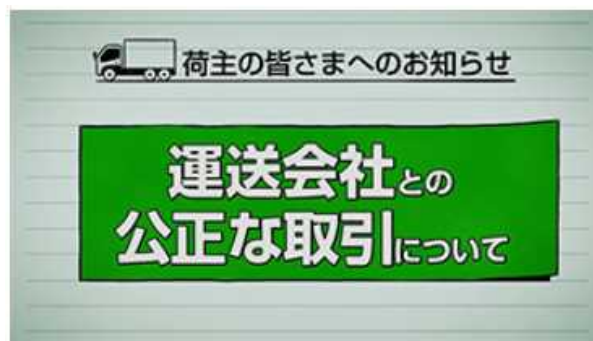
■主な周知事項

- ・2024年問題の概要について
- ・標準的な運賃の告示及び届出について
- ・荷主勧告制度について
- ・トラックGメンについて



『「標準的な運賃」等にかかる説明会』の様子

- 1 概要 働き方改革の実現及び「2024年問題」への対応に関し、荷主向けテレビCMを放送し、「買ったたき」に対する周知を図るとともに、運送事業者と荷主との取引環境の整備に努めた。また、社会全体で「2024年問題」に取り組むことを訴求するテレビCMを制作・放送し、問題に対する周知を図った。
- 2 放送期間 令和5年4月21日（金）～ 5月31日（水）、6月13日（火）～6月15日（木）
令和5年11月6日（月）～令和6年1月31日（水）
※ 主に 6：00～8：00・20：00～24：00 の時間帯（計287回）
- 3 放送局 地上波4局（テレビ金沢、北陸放送、北陸朝日放送、石川テレビ）
- 4 内 容 荷主向けテレビCM「公正な取引について」2編及び「物流の2024年問題」の放送
- 5 その他 4～6月には「公正な取引について」2編を放送し、11～1月には「物流の2024年問題」を放送した。



公正な取引について「燃料高騰編」



公正な取引について「人件費高騰編」



物流の2024年問題「荷主・企業編」